



平成26年 5月 9日

各位

会社名 ニチュ三菱フォークリフト株式会社
代表者名 代表取締役社長 ニノ宮 秀明
(コード：7105、東証第1部)
問合せ先 総務部長 松浦 英生
(TEL. 075 - 956 - 8603)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資環境の整備による当社株式の流動性の向上及び投資機会の拡大を目的として、また、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を100株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成26年6月1日

(参考) 平成26年6月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、つぎのとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は<u>1,000</u>株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>《新設》</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は<u>100</u>株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>附則</p> <p>第1条 第8条の変更は、平成26年6月1日をもってその効力を生じるものとする。</p> <p>2. 本附則は第8条の変更の効力発生後、これを削除する。</p>

以上